

古賀市燃料費高騰対策運送事業者等支援金

燃料費高騰が運送事業者等の経営に及ぼす影響を緩和し、古賀市の基幹産業である運輸業の維持発展を図るため、市内の運送事業者等に対し支援金を交付します。

■対象者 市内で下記に該当する事業を営む中小事業者又は個人事業主

対象事業	対象車両 (リース含む)
①貨物自動車運送事業（トラック運送等）	下記のいずれも満たす車両 (ア)車検証の「自家用・事業用の別」の欄に「事業用」の記載がある車両（緑・黒ナンバー） (イ)車検証の「使用の本拠の位置」の欄に古賀市内の住所が記載されている車両
②貨物軽自動車運送事業（軽自動車運送等）	
③一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー等）	
④一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス等）	
⑤自動車運転代行業	上記(イ)に加え、公安委員会から認定を受けた随伴用車両

※令和7年5月31日時点で所有又はリース契約により借用している車両が対象。

※特種用途自動車等及び被けん引自動車を除く。

■交付額 対象車両 1 台につき、以下に定める金額を交付（1 事業者につき 1 回のみの交付）

貨物自動車運送事業（トラック等）	1 万円
一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス等）	
貨物軽自動車運送事業（軽トラック等）	5 千円
一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー等）	
自動車運転代行業（随伴用車両）	

■申請期間 令和7年7月1日（火） ～ **令和7年10月31日（金）** 16時（必着）

■申請方法 申請書と必要な書類を同封し、郵送または持参
※窓口混雑防止のため郵送にご協力ください。申請書を持参する場合は、以下の問い合わせ先までご持参ください（窓口受付時間：9時～16時 ※土日祝日除く）。

■申請に必要な書類 裏面をご確認ください。

■問い合わせ及び書類送付先
〒811-3192 古賀市駅東1-1-1 古賀市役所 建設産業部 商工政策課 事業者支援係
TEL：092-942-1176 e-mail：k-shien@city.koga.fukuoka.jp

裏面もご確認ください

必要書類

①～⑤の対象事業別に申請時の必要書類が異なります。下表を参照の上、もれなく提出をお願いします。
また、必要に応じて他に資料の提出を求められることがあります。

事業区分 必要書類		①貨物自動車運送事業 (トラック運送等)	②貨物軽自動車運送事業 (軽トラック運送等)	③一般乗用旅客自動車運送事業 (タクシー等)	④一般貸切旅客自動車運送事業 (貸切バス等)	⑤自動車運転代行業
1	提出時チェックリスト	○	○	○	○	○
2	古賀市燃料費高騰対策運送事業者等支援金交付申請書 兼実績報告書（様式第1号）	○	○	○	○	○
3	補助対象車両一覧	○	○	○	○	○
4	運輸局からの自動車運送事業の許可証（軽運送は届出書） 又は更新許可書等の写し	○	○	○	○	—
5	公安委員会からの運転代行業の認定書の写し	—	—	—	—	○
6	補助対象車両全ての車検証の写し又は届出済証 ※「使用の本拠の位置」が古賀市内であること	○	○	○	○	○
7	補助対象車両全ての写真（ナンバーが確認できること） ※自動車運転代行業は認定番号等が写っているもの	○	○	○	○	○
8	燃料の購入実績が確認できる書類 (直近の決算書の写し等)	○	○	○	○	○
9	履歴事項全部証明書（直近3ヶ月以内に発行されたもの） ※個人事業主は本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、 健康保険証等の写し）	○	○	○	○	○
10	古賀市内に事業所等があることが確認できる書類の写し (直近の確定申告書、開業届等) ※履歴事項全部事項等証明書で確認できる場合は提出不要	○	○	○	○	○
11	振込先通帳の写し（金融機関コード、支店コード、口座種別、 口座番号、口座名義人の情報が分かるもの） ※申請者名義（法人の場合は法人名義）のものに限る	○	○	○	○	○
12	市税に滞納のない証明書	○	○	○	○	○

※詳細については、古賀市ホームページをご確認ください。

※ここに記載のあることのほか、「古賀市燃料費高騰対策運送事業者等支援金交付要綱」に定める内容に基づき支援します。

※提出された書類は公的機関へ照会することがあります。

※Q&Aについては、古賀市ホームページで随時更新予定です。申請時に最新のQ&Aをご確認ください。